

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、特定非営利活動法人遠野山・里・暮らしネットワーク（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って宿泊機関等の提供する宿泊、その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、下記条件、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社募集型企画旅行契約約款」といいます。）によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書（以下、「申込書」）に所定の事項を記入のうえ、当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書を提出しなければなりません。
- (3) 前項の定めるところにより申込書の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当日全額をお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した施設使用料、サービス料、消費税等諸税。
- (2) コースごとに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には、次項（表 1）の取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から宿泊機関等の（1 室あたりの）ご利用人数の変更に対する差額をそれぞれいただきます。
- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社らは当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

（表 1）

取消日		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1、21 日目前までの解除（日帰り旅行にあたっては 11 日目前までの解除）	無料
	2、20 日～8 日前までの解除（日帰り旅行にあたっては 10 日～8 日前までの解除）	旅行代金の 20%
	3、7 日～ 2 日前までの解除	旅行代金の 30%
	4、旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5、旅行開始日当日の解除（6 を除く）	旅行代金の 50%
	6、旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

6. 催行の中止

当社の関与し得ない事由が生じた場合、理由を説明して旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除する場合があります。

7. 旅行条件・旅行代金の基準日

この本旅行条件は、2020 年 1 月 30 日を基準としています。また、旅行代金は 2020 年 1 月 30 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

8. 個人情報の取扱い

当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。